

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットでマイナンバーカードを利用して申告書を作成していただきます。

会場

川崎西税務署3階会議室 [\(案内図\)](#)

所在地

川崎市麻生区上麻生1-3-14川崎西合同庁舎

最寄り駅

小田急小田原線新百合ヶ丘駅 南口徒歩3分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は開場します。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)
※ 会場の混雑を避けるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

相談 午前9時15分から午後5時まで

お持ちいただくもの

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- ③ スマートフォンまたはタブレット
- ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。
申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出**(送付)していただきますよう、お願いします。詳しくは、[以下をご覧ください。](#)
[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)
- 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送でご提出ください。

その他

- 上記申告書作成会場では、還付申告等をされる方のために、上記開設期間の前でも相談を受け付けております。
- 期間中は、当署の駐車場・駐輪場は混雑が予想されますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。